

# 薩摩川内市地域おこし協力隊

受入候補団体等

募集要項

令和7年9月19日

薩摩川内市

# 薩摩川内市地域おこし協力隊 受入候補団体等 募集要項

## 1 事業の目的と概要

人口減少、高齢化等の進行が著しい本市において、地域外の人材を本市に誘致してその定着を図るとともに、若者等の定住及び地域の活性化等を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、薩摩川内市地域おこし協力隊事業を実施しています。

この目的を達成するため、薩摩川内市地域おこし協力隊設置規則（以下「規則」という。）に基づき、地域おこし協力隊員（以下「隊員」という。）を受け入れるとともに、隊員と協働して地域協力活動を行う受入候補団体等を募集します。

## 2 受入団体等の名称定義

- ・受入候補団体等・・・市の募集に申し込んだ団体等
- ・受入予定団体等・・・市地域おこし協力隊受入候補団体等選定委員会（以下「市選定委員会」という。）で選定された団体等
- ・受入団体等・・・・・・隊員を受け入れた団体等

## 3 応募要件

受入候補団体等は、隊員の定住・定着を支援し、活動基盤の強化を図るとともに、次の条件を満たしている必要があります。

- (1) 薩摩川内市内に拠点を置き、地方自治法（昭和22年法律第67号）第157条に規定する団体、地区コミュニティ協議会及び市が出資する法人等で、地域課題の解決に資する事業を行う団体であること
- (2) 原則、過去2年度間において、隊員の受入団体等ではないこと
- (3) 地域の活性化と地域力の維持・強化を図るため、隊員と地域住民が一体となって旅・食・品に関する商品開発や地域課題の解決に取り組む団体等であること
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行う団体等でないこと
- (5) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている団体等でないこと
- (6) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している団体等でないこと

## 4 隊員に関する事項

- (1) 隊員の取扱い
  - ア 隊員は、規則に掲げる要件の全てを満たす者から市長が任用し、受入予定団体等に配置し、下記(2)の活動等に従事します。
  - イ 配置する隊員数は、当該年度において1受入団体等に1名までとします。
  - ウ 隊員の活動期間は、雇用年度から数えて3年度間とし、延長しません。
- (2) 従事する活動・事業内容
  - 隊員の任期終了後も、受入団体等において継続することを前提とした活動・事業で、下記のいずれかに当たるもの
    - ア 地域コミュニティ活動その他の地域おこしの支援活動
    - イ 市民活動団体等の支援活動

- ウ 地域資源を活用した商品開発及びプロモーション
- エ 中心市街地活性化の支援活動
- オ インバウンド受入推進に関する支援活動
- カ 市等の情報発信及び情報収集・分析に関する支援活動
- キ 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める活動

(3) 配置に係る手続等

隊員の配置にあたり、受入予定団体等と市は、協定を締結します。協定内容は、受入候補団体等事業提案書等に基づき、両者で協議の上、決定します。

なお、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、受入団体等の決定を取り消します。

(4) 活動における基本的事項

ア サービス等

(ア) 隊員の業務は市が規定する事務分掌によるものとし、勤務日及び勤務時間等の割振りについては、受入団体等の指示に従うものとします。

(イ) 隊員は配置等の期間中その職務の遂行に当たっては、受入団体等の定める指定職員の指示に従うものとします。

(ウ) 隊員の年次休暇は、市の定めるところによるものとします。

イ 給与及び旅費

(ア) 隊員の給料及び諸手当（退職手当を除く。）は、市がその関係規則に基づいて支給します。

(イ) 隊員の出張旅費及び研修旅費は、受入団体等と調整の上、市がその関係規則に基づいて支給します。

ウ 分限及び懲戒

隊員に、分限及び懲戒の事由が生じたときは、受入団体等と市が協議の上、行うものとします。

エ 福利厚生

隊員の福利厚生については、市が行うものとします。

(5) その他

受入団体等は、隊員の勤務状況について把握するものとします。

## 5 スケジュール（予定）

内 容	時 期
募集開始	令和7年 9月中旬
受入候補団体等事業提案書の提出期限	令和7年10月15日(水)まで
受入候補団体等選定委員会の開催	令和7年10月下旬
受入予定団体等の決定	令和7年10月下旬
受入予定団体の公表・隊員の募集開始	令和7年11月上旬
隊員の募集期限	令和7年12月下旬
受入予定団体等との面談・市の面接等	令和8年 1月中～下旬
隊員の採否決定	令和8年 2月上旬
隊員の配置	令和8年 4月以降

## 6 応募手続き等に関する事項

(1) 提出書類

ア 薩摩川内市地域おこし協力隊受入候補団体等申込書（別記様式第1号）

イ 応募要件に係る宣誓書（別記様式第2号）

ウ 薩摩川内市地域おこし協力隊受入候補団体等事業提案書（別記様式第3号）

エ 定款、規約、会則又はこれらに類する書類

オ その他参考資料（任意、様式自由）

※提出書類の様式は、薩摩川内市ホームページからダウンロードできます。

(2) 提出方法等

ア 提出部数 上記(1)の書類ア～オをまとめて1部

イ 提出方法 メール、持参または郵送のいずれかによる提出

ウ 提出期限 令和7年10月15日（水）必着

## 7 受入候補団体等の選定

(1) 選定方法

本応募要項に定める要件及び提案内容について、事業の必要性・継続性・実現性及び隊員との協働性と隊員の定着性などを市選定委員会にてヒアリングを行い、総合的に公平かつ客観的に評価し、受入予定団体等として選定します。特に「隊員との協働により地域の活性化にどう貢献するのか。」「隊員が任期終了後に本市に定着・定住するための支援と協力体制が確立されているか。」が重要なポイントとなります。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外します。

ア 他の応募者と提案内容又はその意思について相談を行うこと

イ 受入候補団体等選定終了までの間に、他の応募者に対して提案の内容を意図的に開示すること

ウ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

エ その他、選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(3) 選定結果の通知

選定結果は、決定後速やかに応募者に対して通知します。

(4) 選定後の取扱

受入予定団体等に選定された場合、取り下げの申し出がない限り、以降3年度末までの期間、引き続き受入予定団体として取り扱います。

## 8 その他（留意事項）

(1) 隊員の配置については、令和8年度予算の成立が前提となりますので、今後、事業内容が変更される場合や実施に至らない可能性があることをあらかじめご了承ください。

(2) 書類の作成に要する費用は、応募者の負担とします。

(3) 提出いただいた書類は返却いたしません。

(4) 提出された書類は、本事業等の目的用途以外に、応募者に同意なく使用いたしません。

(5) 提出期限後の提出、差し替え等は原則として認めません。

(6) 書類を提出後に辞退する場合は、速やかに辞退届（様式自由）を提出してください。

## 9 提出先・問合せ先

〒895-8650

薩摩川内市神田町3番22号

薩摩川内市未来政策部企画政策課 地域デザイングループ

電話：0996-23-5111（内線4841、4842）

メール：chikidesign@city.satsumasendai.lg.jp